

愛媛県土壌汚染調査・対策検討委員会議事録

1 日 時 令和3年2月19日(金)13:30～14:30

2 場 所 愛媛県中予地方局 6階 第2会議室

3 出席者 委員4名

高橋治郎（愛媛大学名誉教授）

矢田部龍一（愛媛大学大学院防災情報研究センター特命教授）

河野公栄（県立医療技術大学非常勤講師）

鳥居順子（県立医療技術大学教授）

4 傍聴者 なし

5 議 題

(1) 形質変更時要届出区域に指定した旧愛媛県窯業技術センターにおける指定の解除について

(2) 新居浜市磯浦町乙366番18の一部及び19の一部における土壌汚染について【非公開】

6 審議等の内容

（開会）

環境局長

（あいさつ）

事務局

（委員紹介）

事務局

本日は、形質変更時要届出区域に指定した旧愛媛県窯業技術センターにおける指定の解除についてと新居浜市磯浦町における土壌汚染についての2議題について、御審議をお願いすることとしております。

当委員会の公開について御説明します。

当委員会の性質上、会議の内容に、土壌汚染の原因となった製造施設の詳細や、今後の建設する施設の詳細設計など、事業者の技術情報が含まれる可能性があることから、当委員会の取り決めで、区域指定等に関する審議については、地方公共団体等に係る指定案件以外は非公開で会議することとしております。

当委員会は、設置要綱により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの議事進行につきましては、高橋会長にお願いします。

高橋会長

それでは、審議事項に入ります。議題1形質変更時要届出区域に指定した旧愛媛県窯業技術センターにおける指定の解除について、事務局から説明を求めます。

事務局

(資料1～4について説明)

高橋会長

ただ今の説明につきまして、御意見等はございますか。

河野委員

有害物質が検出されていた地点は、どのような履歴の場所か。

窯業技術センター

鉛が超過した区画では、過去に（昭和53年まで）、鉛を含む釉薬を使用した実験を行っており、この際に、釉薬が排水管から土壤に流出したものと考えられる。鉛は釉薬の軟化点を下げるために使用していた。

また、ふっ素が超過した区画についても、過去に（昭和53年まで）、ふっ素を含む釉薬を使用した実験を行っており、釉薬が排水桝から土壤に流出したものと考えられる。ふっ素は釉薬の粘性を下げるために使用していた。

河野委員

今回の調査は、過去の平面的な調査で汚染が判明した箇所を調査し、汚染が確認された場所は除去したとの理解でよいか。

窯業技術センター

そのとおりである。

高橋会長

鉛はガソリンにも含まれており、ふっ素は花崗岩にも含まれているが、旧窯業技術センターで検出されたものは釉薬等に含まれていたものであり、汚染は比較的の浅いところで済んでいる。この汚染についても、除去のうえ汚染のない土で埋め戻されており、また、地下水についても問題ない結果となっている。

委員会としては、事務局からの説明に基づき、特定有害物質の汚染の除去及び埋戻しが適正に実施されている、地下水調査の結果、基準値内であり措置の効果が確認できる、以上のことから、形質変更時要届出区域に指定した旧窯業技術センターの土地については、指定の事由がなくなると認められ、土壤汚染対策法第11条第2項の規定より、形質変更時要届出区域の全部の指定を解除することが適当であるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

高橋会長

それでは、適当ということで処理してください。